

令和6年度 国民健康保険税の税率を一部改正

現在、国民健康保険税は各市町村で計算方式が異なり、税額にも差が生じています。熊本県ではこの差をなくし、県内どこに住んでいても同じ税率になるよう、算定方式と保険税率を統一する計画を進めています。今回、第1弾として算定方式の見直しを行い、「資産割」廃止等の一部を改正しました。

税率新旧対照表				
	課税方式	令和5年度		令和6年度 増加額・率
医療給付費分 (医療費の支払いなどに使用)	所得割	7.95%	⇒	8.25% 0.3% (増)
	資産割	30.45%		廃止 30.45% (減)
	均等割	25,700円		30,000円 4,300円(増)
	平等割	25,400円		25,400円 据え置き
後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度を支えるための財源)	所得割	3.20%		3.20% 据え置き
	資産割	4.50%		廃止 4.50% (減)
	均等割	8,200円		9,200円 1,000円(増)
	平等割	7,100円		8,100円 1,000円(増)
介護納付金分 (介護保険制度を支えるための財源40歳～64歳までの方に納めていただく)	所得割	2.10%		2.40% 0.3% (増)
	資産割	5.05%		廃止 5.05% (減)
	均等割	8,100円		13,500円 5,400円(増)
	平等割	5,400円		廃止 5,400円(減)

その他の改正

～低所得者に係る保険税額軽減判定基準額および課税限度額～

◆軽減判定基準額…所得が低い世帯の税負担を減らすための制度です。前年の総所得金額に応じて均等割と平等割が7割・5割・2割になります。

◆課税限度額◆

	令和5年度	令和6年度 (増加額)		令和5年度	令和6年度 (増加額)
7割軽減	基礎控除43万円 + {10万円×(給与所得者等の数-1)}	変更なし	医療給付費分	65万円	変更なし
5割軽減	基礎控除43万円+ {29万円×加入者数} + {10万円×(給与所得者等の数-1)}	29.5万円に 引き上げ (5千円増)	後期高齢者 支援金分	22万円	24万円 2万円(増)
2割軽減	基礎控除43万円+ {53.5万円×加入者数} + {10万円×(給与所得者等の数-1)}	54.5万円に 引き上げ (1万円増)	介護納付金分	17万円	変更なし

保険者の皆さんにはご負担をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

▶入院したときの食事代が変更となりました

令和6年6月1日以降の入院での食事代については次の表のとおりに変更となりました。

①入院時食事療養費(一般病床、精神病床等に入院したとき)

食費の標準負担額(1食あたり)

負担区分		食 費
現役並み所得者		490円※1
一般Ⅰ・一般Ⅱ		
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	230円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当※2	180円
低所得者Ⅰ		110円
老齢福祉年金受給者		
境界層該当者		

※1 指定難病患者の人は、280円の場合もあります。
また、平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している人は260円の場合もあります。

※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院数が90日(低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限ります)を超える場合は福祉課窓口で長期入院該当申請をしてください。

②入院時生活療養費(医療療養病床※3に入院したとき)

食費・居住費※4の標準負担額(食費は1食当たり、居住費は1日当たり)

負担区分		医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)※5		指定難病患者	
		食 費	居住費	食 費	居住費	食 費	居住費
現役並み所得者		490円※6	370円	490円※6	370円	280円	0円
一般Ⅰ・一般Ⅱ							
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	230円		230円		230円	
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当※2			180円		180円	
低所得者Ⅰ		140円	110円	110円			
	老齢福祉年金受給者	110円	0円	110円	0円	110円	
境界層該当者							

※3 「医療療養病床」は保険医療期間における、急性期を脱し長期の療養を必要とする人のための病床です。

※4 「居住費」は療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。

※5 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める人(平成18年厚生労働省告示第488号)。

例えば、人口呼吸器、中心静脈栄養等に要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な人、回復期リハビリテーション病棟に入院している人などのことです。

※6 保険医療機関の施設基準等により450円の場合もあります。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503